

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月14日
【四半期会計期間】	第25期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 金丸 貴行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6736-9850（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6736-9850（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第1四半期連結 累計期間	第25期 第1四半期連結 累計期間	第24期
会計期間	自2022年4月1日 至2022年6月30日	自2023年4月1日 至2023年6月30日	自2022年4月1日 至2023年3月31日
営業収益 (百万円)	2,397	2,840	9,194
純営業収益 (百万円)	2,332	2,787	8,905
経常利益 (百万円)	1,102	1,582	3,730
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	951	1,312	3,217
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	977	1,328	3,225
純資産額 (百万円)	9,906	12,813	11,975
総資産額 (百万円)	79,346	99,606	88,317
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	32.65	45.68	111.12
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	12.5	12.9	13.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 第25期第1四半期連結累計期間より、「売上原価」に含めていた海外子会社の人件費等の費用について、経済的実態をより適切に四半期連結財務諸表に表示するため、「販売費及び一般管理費」に含めて表示する方法に変更し、第24期第1四半期連結累計期間及び第24期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期連結累計期間より、「売上原価」に含めていた海外子会社の人件費等の費用について、経済的実態をより適切に四半期連結財務諸表に表示するため、「販売費及び一般管理費」に含めて表示する方法に変更しております。そのため、第24期第1四半期連結累計期間及び第24期連結会計年度との比較・分析は、この表示方法の変更を反映させた組替え後の数値で行っております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行され経済社会活動の制約が大幅に緩和されたことで飲食・サービス関連を中心に個人消費は持ち直し、企業収益も総じて改善の動きが見られました。一方、ウクライナ情勢の長期化に伴う地政学的リスクのさらなる深刻化、世界的金融引き締めによる欧米の景気後退リスクの顕在化、中国経済の一段の下振れリスクの顕在化等が国内経済に与える影響が懸念されており、依然として先行き不透明な状況が続きました。

外国為替（以下、「FX」といいます。）市場におきましては、マイナス金利政策が続く日本円を調達して高金利の外貨で運用するキャリー取引の増加により円安の勢いが強まったとの見方もあり、円安基調が続きました。2023年4月に1米ドル=132円97銭で始まった米ドル/円相場は、世界的な金融システム不安への懸念が後退するにつれ、低リスク通貨である円を売る動きがみられる中、4月下旬の金融政策決定会合で日銀が大規模な金融緩和を維持する姿勢を示したことで、日米金利差の拡大を見据えた円売りドル買いが一段と加速し1米ドル=137円台となりました。5月に入ると米銀破綻による金融システム不安の再燃や、FRBの利上げ停止示唆により、一時1米ドル=133円台半ばまでドルが売られましたが、5月中旬に、米債務上限問題に対する警戒感が和らいだことでドルを買う動きが続きました。さらに、6月中旬に米連邦公開市場委員会（FOMC）が利上げを見送ったものの年内2回の追加利上げの可能性を示唆したことで、ドルを買う動きが一層強まり、当第1四半期連結会計期間末は1米ドル=144円32銭で取引を終了しました。

このような市場環境のもと、当社グループの主力事業であるFX取引事業を中核とする金融商品取引事業は、子会社であるトレイダーズ証券株式会社（以下、「トレイダーズ証券」といいます。）において、『みんなのFX』（FX証拠金取引）、『LIGHT FX』（FX証拠金取引）、『みんなのシストレ』（自動売買ツールを利用したFX証拠金取引）及び『みんなのオプション』（FXオプション取引）、『みんなのコイン』（暗号資産証拠金取引）、『LIGHT FXコイン』（暗号資産証拠金取引）のサービスを提供し収益確保を図ってまいりました。FX収益を確保する上で重要な指標となるFX顧客からの預り資産は、当第1四半期連結会計期間末において882億36百万円（前連結会計年度末比78億69百万円増、9.8%増）となりました。当第1四半期連結累計期間のトレーディング損益は預り資産を順調に積み上げていった結果、27億46百万円（前年同期比4億63百万円増、20.3%増）と昨年を大きく上回りました。

また、子会社である株式会社FleGrowth（以下、「FleGrowth」といいます。）が営むシステム開発・システムコンサルティング事業は、トレイダーズ証券向けにFX取引システムの開発及び保守・運用を行うとともに、外部顧客向けにFX取引及び暗号資産証拠金取引に関連したシステム開発などのフィンテックサービス、物流や医療などの分野のDX支援、Web制作及びセールスコンサルティングを行い収益の確保を図ってまいりました。当第1四半期連結累計期間のシステム開発・システムコンサルティング事業における外部顧客に対する営業収益は、77百万円（前年同期比6百万円減、7.2%減）と前年をやや下回る結果となりました。

以上の結果、営業収益合計は、28億40百万円（前年同期比4億42百万円増、18.5%増）となり、金融費用、原価等を差し引いた純営業収益合計は、27億87百万円（前年同期比4億55百万円増、19.5%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は11億94百万円（前年同期比29百万円減、2.4%減）となりました。減少の主な要因は、FX取引事業において広告代理店を変更したことで広告宣伝費が減少したことから、取引関係費が3億39百万円（前年同期比2億39百万円減、41.4%減）に減少したこと等によります。

その結果、営業利益は、15億93百万円（前年同期比4億84百万円増、43.8%増）となりました。

営業外収益は、前期にFleGrowthにおける宮城県企業立地促進奨励金等の助成金収入7百万円を計上いたしましたが、当第1四半期連結累計期間は特段の発生要因がなかったため0百万円（前年同期比8百万円減、89.9%減）となりました。営業外費用は、支払利息3百万円（前年同期比0百万円減、3.6%減）及び為替差損8百万円（前年同期比3百万円減、27.2%減）等により、12百万円（前年同期比3百万円減、21.9%減）となりました。

その結果、経常利益は15億82百万円（前年同期比4億79百万円増、43.5%増）となりました。

特別利益は、賞与引当金戻入額3百万円を計上した結果、3百万円（前年同期比3百万円増）となりました。特別損失は、本社移転費用9百万円を計上した結果、11百万円（前年同期比11百万円増）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益は13億12百万円（前年同期比3億60百万円増、37.9%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりです。

(金融商品取引事業)

トレーダーズ証券が営む当セグメントの営業収益は27億62百万円（前年同期比4億50百万円増、19.5%増）、セグメント利益は13億16百万円（前年同期比4億59百万円増、53.6%増）となりました。

なお、FX取引事業の当第1四半期連結会計期間末における顧客口座数、預り資産は以下のとおりとなりました。

顧客口座数	511,898口座（前連結会計年度末比	11,135口座増）
預り資産	882億36百万円（前連結会計年度末比	78億69百万円増）

(システム開発・システムコンサルティング事業)

FleGrowthが営む当セグメントの営業収益は7億46百万円（前年同期比99百万円増、15.4%増）となりました。同収益の内訳は、グループ会社であるトレーダーズ証券に対するFX取引及び暗号資産CFD取引システムの開発・保守運用等の内部売上が6億68百万円（前年同期比1億5百万円増、18.8%増）、外部顧客に対する売上が77百万円（前年同期比6百万円減、7.2%減）であります。セグメント利益は2億73百万円（前年同期比38百万円増、16.5%増）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末と比較して112億88百万円増加し、996億6百万円となりました。これは主に、外国為替差入証拠金が17億41百万円減少した一方で、顧客分別金信託が105億62百万円増加したこと及び現金及び預金が19億58百万円増加したこと等によるものです。

負債合計は、前連結会計年度末と比較して104億50百万円増加し、867億92百万円となりました。これは主に、受入保証金が97億66百万円増加したことに加え、FXのカバー取引先に対する評価損等の未払債務であるトレーディング商品が3億47百万円増加したこと等によるものです。

純資産は、前連結会計年度末と比較して8億38百万円増加し128億13百万円となりました。主な増加要因は当第1四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益13億12百万円です。主な減少要因は剰余金の配当4億88百万円です。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当社グループの研究開発は、システム開発・システムコンサルティング事業を営むFleGrowthが、金融商品取引システムの開発に関する研究活動を行っており、当事業の当第1四半期連結累計期間における研究開発費は16百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 従業員の状況

当第1四半期連結累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(7) 生産、受注及び販売の状況

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(8) 設備の状況

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、2023年4月19日開催の取締役会において、国内のスタートアップ企業への投資を目的としたCVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）ファンド「トレーダーズFinTech1号投資事業有限責任組合」の設立及び投資事業有限責任組合契約の締結を決議いたしました。当ファンドを当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

1．設立の背景・目的

当社グループは、2021年12月15日に公表したグループビジョン「Traders Group Vision for 2024」において、事業ポートフォリオの見直しによる不採算事業の撤退完了を掲げ、限られた経営資源を金融商品取引事業とシステム事業に集中して本業の収益強化に努めてまいりました。

このような状況下で、1999年の創業以来培ってきた経営理念、ノウハウ及び資源を有効活用し、かつ選りすぐりのスタートアップ企業が保有する革新的な技術・サービスを融合することにより、当社グループのミッションでもある「新たな価値を創造」することを目的としたCVCファンド（以下、「本ファンド」）を設立することに至りました。本ファンドは財務的リターンのみならず、成長を牽引しうる「FinTech領域・その他新規事業領域」における事業成長及び企業価値向上を企図しております。

これまでに当社グループが行ってきた直接投資におきましては、投資対象事業に対する専門的知見が不足していたことや投資先企業の管理に行き届かない点があったことから損失を計上した過去がありますが、その反省を活かすべく、ベンチャー投資運用のプロフェッショナル企業に運用・管理を一任する二人組型ファンドという形式を選択いたしました。

ビジョンとして「投資の力で持続可能な未来を創る」を掲げ、高度な金融スキルを有するインベストメントLab株式会社とタッグを組み、社会課題の解決に取り組む有望なスタートアップ企業への投資を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指してまいります。

2．基本スキーム

インベストメントLab株式会社の役職員が設立した組合を無限責任組合員、当社を有限責任組合員とする投資事業有限責任組合（LPS）形式で本ファンドを設立し、当社は本ファンドへ出資いたします。インベストメントLab株式会社はアセット・マネージャーとして、無限責任組合員と投資判断の一任に係る契約を締結の上、本ファンドの運用・管理業務を行います。

3．本ファンドの概要

(1)	名称	トレーダーズFinTech1号投資事業有限責任組合	
(2)	所在地	東京都中央区日本橋兜町8番1号	
(3)	設立根拠等	「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく	
(4)	設立目的	スタートアップ企業への投資・運用	
(5)	設立及び契約締結日	2023年4月19日	
(6)	運用期間	2023年4月から10年間（延長あり）	
(7)	出資額	最大10.1億円（キャピタルコール方式）	
(8)	出資者・出資比率	有限責任組合員	トレーダーズホールディングス株式会社 99.9%
		無限責任組合員	i-LabCVC1号有限責任事業組合 0.1%
(9)	無限責任組合員の概要	名称	i-LabCVC1号有限責任事業組合
		所在地	東京都中央区日本橋兜町8番1号
		組合員の氏名	宇根尚秀 他4名
		事業内容	ファンドの運用・管理
(10)	アセット・マネージャーの概要	名称	インベストメントLab株式会社
		所在地	東京都中央区日本橋兜町8番1号
		代表者の氏名	宇根尚秀
		事業内容	オルタナティブ投資にかかる投資運用業、投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業コンサルティングサービス
(11)	上場会社（当社）と当該ファンドとの関係	上場会社（当社）と当該ファンドとの関係	当社は有限責任組合員として当該ファンドへ出資いたします。
		上場会社（当社）と無限責任組合員との関係	該当事項はありません。

4. 連結業績に与える影響

2024年3月期において本件出資が連結業績に与える影響は軽微と考えております。今後、連結業績への重要な影響が認められる場合には速やかにお知らせいたします。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,000,000
計	42,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2023年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,538,647	29,538,647	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	29,538,647	29,538,647	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	-	29,538,647	-	1,564	-	558

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 815,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 28,438,700	284,387	-
単元未満株式	普通株式 284,647	-	-
発行済株式総数	29,538,647	-	-
総株主の議決権	-	284,387	-

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
トレーダーズホールディングス(株)	東京都港区浜松町一丁目10番14号	815,300	-	815,300	2.76
計	-	815,300	-	815,300	2.76

（注）1．当社は、2023年6月27日付で本店所在地を東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワーへ移転しております。

2．当第1四半期連結会計期間末日現在の自己株式数は817,484株となっております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,235	7,194
仕掛品	6	-
預託金	72,646	83,208
顧客分別金信託	72,634	83,196
その他の預託金	12	12
トレーディング商品	543	1,234
短期差入保証金	7,119	5,382
外国為替差入証拠金	6,762	5,021
暗号資産差入証拠金	352	356
その他の差入証拠金	5	5
その他	779	581
貸倒引当金	10	24
流動資産計	86,320	97,576
固定資産		
有形固定資産	285	305
建物	213	218
減価償却累計額	6	17
建物(純額)	207	201
工具、器具及び備品	132	164
減価償却累計額	54	60
工具、器具及び備品(純額)	78	103
無形固定資産	638	659
ソフトウェア	609	658
その他	29	1
投資その他の資産	1,072	1,064
長期立替金	173	171
長期預け金	172	178
繰延税金資産	543	529
その他	356	355
貸倒引当金	173	172
固定資産計	1,997	2,030
資産合計	88,317	99,606

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	208	556
預り金	20	215
受入保証金	73,083	82,850
外国為替受入証拠金	72,949	82,740
暗号資産受入証拠金	134	109
短期借入金	860	960
1年内返済予定の長期借入金	72	72
1年内償還予定の社債	100	100
未払法人税等	288	276
賞与引当金	181	43
その他	411	616
流動負債計	75,226	85,689
固定負債		
社債	600	600
長期借入金	463	445
役員退職慰労引当金	16	19
退職給付に係る負債	36	37
その他	0	0
固定負債計	1,115	1,103
負債合計	76,342	86,792
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,564	1,564
資本剰余金	901	901
利益剰余金	9,768	10,591
自己株式	310	312
株主資本合計	11,922	12,745
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	52	68
その他の包括利益累計額合計	52	68
純資産合計	11,975	12,813
負債・純資産合計	88,317	99,606

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
営業収益		
受入手数料	28	15
トレーディング損益	2,283	2,746
金融収益	0	0
その他の売上高	83	77
その他	1	-
営業収益計	2,397	2,840
金融費用	13	13
売上原価	52	39
純営業収益	2,332	2,787
販売費及び一般管理費		
取引関係費	579	339
人件費	410	478
不動産関係費	111	188
事務費	15	25
減価償却費	58	68
租税公課	22	31
その他	26	62
販売費及び一般管理費合計	1,223	1,194
営業利益	1,108	1,593
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	0
助成金収入	7	-
その他	2	0
営業外収益合計	9	0
営業外費用		
支払利息	3	3
為替差損	11	8
その他	0	0
営業外費用合計	15	12
経常利益	1,102	1,582
特別利益		
賞与引当金戻入額	-	3
特別利益合計	-	3
特別損失		
本社移転費用	-	9
その他	-	1
特別損失合計	-	11
税金等調整前四半期純利益	1,102	1,573
法人税、住民税及び事業税	150	248
法人税等調整額	-	13
法人税等合計	150	261
四半期純利益	951	1,312
親会社株主に帰属する四半期純利益	951	1,312

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
四半期純利益	951	1,312
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	25	16
その他の包括利益合計	25	16
四半期包括利益	977	1,328
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	976	1,328
非支配株主に係る四半期包括利益	0	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
減価償却費	58百万円	68百万円

(株主資本等関係)

前第 1 四半期連結累計期間（自2022年 4 月 1 日 至2022年 6 月30日）

配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年 6 月28日 定時株主総会	普通株式	320	11	2022年 3 月31日	2022年 6 月29日	利益剰余金

当第 1 四半期連結累計期間（自2023年 4 月 1 日 至2023年 6 月30日）

配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	488	17	2023年 3 月31日	2023年 6 月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
報告セグメントの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	金融商品 取引事業	システム開 発・システ ムコンサル ティング 事業	計				
営業収益							
外部顧客に対する 営業収益	2,312	83	2,395	1	2,397	-	2,397
セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	-	563	563	-	563	563	-
計	2,312	646	2,958	1	2,960	563	2,397
セグメント利益	857	234	1,092	1	1,093	14	1,108

- (注) 1. 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、管理事務受託事業、投資事業を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額14百万円にはセグメント間取引消去、各セグメントに配分していない全社費用等が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
報告セグメントの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	金融商品 取引事業	システム開 発・システ ムコンサル ティング 事業	計				
営業収益							
外部顧客に対する 営業収益	2,762	77	2,840	-	2,840	-	2,840
セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	-	668	668	-	668	668	-
計	2,762	746	3,509	-	3,509	668	2,840
セグメント利益 又は損失()	1,316	273	1,590	5	1,585	8	1,593

- (注) 1. 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失()の調整額8百万円にはセグメント間取引消去、各セグメントに配分していない全社費用等が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(デリバティブ取引関係)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、当社グループの事業の運営において重要なものとなっております。

前連結会計年度末(2023年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引			
	売建	320,006	316,153	3,852
	買建	309,029	315,485	6,456
合計		-	-	10,308

当第1四半期連結会計期間末(2023年6月30日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引			
	売建	365,121	370,310	5,188
	買建	355,625	369,589	13,963
合計		-	-	8,774

(収益認識関係)

当社グループの営業収益を財又はサービスの種類に分解した場合の内訳は以下のとおりです。

1. 前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	金融商品取引 事業	システム開発・ システムコンサル ティング 事業	計		
受入手数料	28	-	28	-	28
システム関連収益	-	83	83	-	83
その他	-	-	-	1	1
顧客との契約から生じる 収益	28	83	111	1	113
トレーディング損益	2,283	-	2,283	-	2,283
金融収益	0	-	0	-	0
その他の収益	2,283	-	2,283	-	2,283
外部顧客に対する 営業収益	2,312	83	2,395	1	2,397

(注)「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、管理事務受託事業を含んでおります。

2. 当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

(百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	金融商品取引 事業	システム開発・ システムコンサル ティング 事業	計		
受入手数料	15	-	15	-	15
システム関連収益	-	77	77	-	77
その他	-	-	-	-	-
顧客との契約から生じる 収益	15	77	93	-	93
トレーディング損益	2,746	-	2,746	-	2,746
金融収益	0	-	0	-	0
その他の収益	2,747	-	2,747	-	2,747
外部顧客に対する 営業収益	2,762	77	2,840	-	2,840

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	32円65銭	45円68銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	951	1,312
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半 期純利益金額(百万円)	951	1,312
普通株式の期中平均株式数(株)	29,144,465	28,722,980

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりませ
ん。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2023年7月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしました。本自己株式処分に関し、2023年8月10日に払込手続きが完了しております。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年8月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 248,700株
(3) 処分価額	1株につき626円
(4) 処分総額	1億55百万円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く。)3名 248,700株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対して、在任期間における長期の業績及び企業価値の向上との連動性を強化したインセンティブを与えることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。

また、2022年6月28日開催の第23回定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額2億円以内とすること、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年800,000株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものとしたします。)とすること等につき、ご承認いただいております。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役に対して、金銭報酬債権合計1億55百万円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、当社の普通株式合計248,700株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することいたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役3名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の本割当株式について処分を受けることとなります。また、本自己株式処分に伴い、当社は、割当予定先である対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

< 譲渡制限付株式割当契約の概要 >

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式に係る払込期日(以下「本払込期日」という。)より30年間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役、使用人、監査役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、使用人、監査役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する時期及び譲渡制限を解除する本割当株式の数は以下のとおりとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

譲渡制限を解除する時期

任期満了その他正当な理由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。）による退任又は退職の場合は、当該退任又は退職の直後の時点（当該退任又は退職の時点が2024年7月1日より前の日である場合は、2024年7月1日とする。）をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点（当該死亡の時点が2024年7月1日より前の日である場合は、取締役会が別途決定した2024年7月1日以降の時点とする。）をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する本割当株式の数

で定める退任又は退職の時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から当該退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（単元株式数未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（単元株式数未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時が2024年7月1日より前の日である場合には、当社は、譲渡制限の解除を行わず、当該組織再編等の効力発生日の前営業日において、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

（５）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がSMBC日興証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連してSMBC日興証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年7月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である626円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ストックオプションの発行）

当社は、2023年7月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議し、2023年8月10日に発行いたしました。

１．ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績と株価との連動性を一層強固なものとし、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

２．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の名称

トレイダーズホールディングス株式会社 第13回新株予約権

（２）新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	22名	1,729個
当社子会社取締役	4名	2,512個
当社子会社従業員	95名	6,600個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は当初100株とする。

なお、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的株式数について行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転等を行い、目的株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当社取締役会の決議により必要と認める目的株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権の総数

10,841個

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前日である2023年7月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である626円とする。

なお、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

また、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転等を行い、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、当社取締役会の決議により必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2025年7月20日から2033年7月19日までとする。ただし、行使期間の末日が銀行休業日にあたる場合は、その直前の銀行営業日を行使期間の末日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、当社の従業員(再雇用規程に基づく嘱託社員を含む。)又は当社子会社の取締役若しくは従業員(再雇用規程に基づく嘱託社員を含む。)の何れもの地位を喪失した場合、その後、新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りでない。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 行使期間の開始日(以下「起算日」という。)から1年間

当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の30%

(b) 起算日から1年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の40%

(c) 起算日から2年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(d) 起算日から3年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の60%

(e) 起算日から4年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の70%

- (f) 起算日から5年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の80%
- (g) 起算日から6年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の90%
- (h) 起算日から7年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
行使に際して払込み又は給付をした財産の額(資本金等増加限度額)として会社計算規則第17条に定める額の2分の1の額を資本金として計上し(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、その余を資本準備金として計上する。
- (10) 新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画若しくは分割契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の全部又は一部が上記(8)により行使できないこととなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (11) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- (12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社は、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下、総称して「合併契約等」という。)の規定に従い、新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を交付することができる。
の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。
- (a) 交付される新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の目的である存続会社等の株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社の株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。
- | | | | | |
|---------|---|---------------------|---|---|
| 承継目的株式数 | = | 合併等の効力発生直前における目的株式数 | × | 合併契約等に定める当社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。) |
|---------|---|---------------------|---|---|
- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。
- | | | | | |
|--------|---|------|---|-------------------------|
| 承継行使価額 | = | 行使価額 | × | $\frac{1}{\text{割当比率}}$ |
|--------|---|------|---|-------------------------|
- (13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。
- (14) 新株予約権の割当日
2023年8月10日
- (15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。

(自己株式の取得)

当社は、2023年8月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

譲渡制限付株式報酬として交付する株式及び将来のストック・オプション（新株予約権）の行使に充当するとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と株主還元の充実を図ることを目的としております。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式の総数

1,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.5%）

(3) 株式の取得価額の総額

4億円（上限）

(4) 取得する期間

2023年8月15日～2023年11月14日

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月14日

トレーダーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和 輝

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトレーダーズホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トレーダーズホールディングス株式会社及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年7月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、2023年8月10日に払込が完了した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年8月14日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。